

鹿児島県小中学校事務職員研究会会則

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は鹿児島県小中学校事務職員研究会と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会の事務所は会長の勤務する学校におく。

(目 的)

第 3 条 本会は学校事務の自主的、主体的研究を推進する研究団体とする。その研究をとおして、会員相互の資質及び社会的地位の向上を図り、学校教育の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ① 学校事務に関する研究
- ② 学校事務に関する研究会等の開催
- ③ 学校事務の手引き・学校事務必携の発行
- ④ 関係機関との連絡提携
- ⑤ その他、本会の目的達成のために必要なこと

第 5 条 本会は前条の事業を行うために次の専門部と専門委員会をおく。

研究部

広報部

研修部

「鹿児島県学校事務の手引」編集委員会

OA研究推進委員会

2 前項のほか、必要に応じ特別委員会を設置することができる。

第2章 組 織

(会 員)

第 6 条 本会は鹿児島県公立小学校、中学校及び義務教育学校の事務職員をもって構成する。

(地 区)

第 7 条 本会は次の地区をおく。

鹿児島、揖宿、川辺、日置、川薩、出水、始良伊佐、曾於、肝属、熊毛、大島

第3章 機 関

(機 関)

第 8 条 本会に次の機関をおく。

- ① 総会
- ② 評議員会
- ③ 理事会

(総 会)

第 9 条 総会は本会の最高議決機関であり、年 1 回開催する。ただし、評議員の 3 分の 2 以上の要求、もしくは、会長が必要と認めた場合には臨時に開くことができる。

2 総会は次の事項を議決する

- ① 会則の改正
- ② 事業計画
- ③ 役員承認
- ④ 予算の議決、及び決算の承認
- ⑤ その他本会の重要なこと

(評議員会)

第 10 条 評議員会は総会につぐ議決機関で、会長、副会長、評議員、理事、事務局長及び事務局員をもって構成する。

2 評議員会は毎年 1 回以上開催し、次の事項を議決する。

- ① 総会の議案
- ② 役員選出に関すること
- ③ 予算の補正に関すること
- ④ 細則の制定
- ⑤ その他本会の必要なこと

(理事会)

第 11 条 理事会は本会の執行機関で、会長、副会長、理事、事務局長、及び事務局員で構成し、次の事項を審議する。

- ① 本会の運営に関すること
- ② 総会、評議員会の議案
- ③ 緊急に処理を必要とすること
- ④ その他本会の必要なこと

(事務局)

第 12 条 本会に事務局をおく。事務局は事務局長及び事務局員をもって構成し、会長が委嘱する。

(専門部,専門委員会)

第 13 条 専門部会及び委員会は、専門的事項の継続的研究推進のため、必要に応じ会長が招集し総括する。

2 専門部員及び委員は評議員会の同意を得て会長が委嘱する。

(招集)

第 14 条 本会の会議はすべて会長が招集する。

(議決)

第 15 条 総会は出席者をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって決する。賛否同数の場合は議長がこれを決する。

2 評議員会・理事会は構成員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって決する。賛否同数の場合は議長がこれを決する。

第 4 章 評議員・役員

(評議員)

第 16 条 評議員は各地区より選出する。

2 評議員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。補充により評議員になったものは前任者の残任期間とする。

(役員)

第17条 本会に次の役員をおく。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 3名
- ③ 事務局長 1名
- ④ 理事 12名程度
- ⑤ 監事 2名
- ⑥ 顧問 若干名

(役員の仕事)

第18条 役員の仕事は次のとおりとする。

- ① 会長 会務を総括し本会を代表する。
- ② 副会長 会長を補佐し、会長事故あるときは1名を定めてこれを代行する。
- ③ 事務局長 会長を補佐し、本会の会務、事務を掌理する。
- ④ 理事 本会の運営に参画し会務を分掌する。また、専門部、専門委員会を掌理する。
- ⑤ 監事 会計を監査する。
- ⑥ 顧問 重要事項につき、諮問に応じ助言する。

(役員選出)

第19条 本会の役員選出は次のとおりとする。

- ① 会長、副会長及び監事は評議員会で選出し、総会で承認する。
- ② 事務局長は理事の互選とし会長が委嘱する。
- ③ 理事は評議員会の推薦により会長が委嘱する。
- ④ 顧問は評議員会にはかり会長が委嘱する。

(任期)

第20条 本会の役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。補充により役員になったものは前任者の残任期間とする。

- 2 役員交代の際、前任者は後任者の就任に到るまでの期間を継続する。

第5章 会計

(経費)

第21条 本会の経費は会費及びその他の収入をもってあてる。

- 2 会費は年額6,000円とする。ただし、臨時的任用職員等は3,000円とする。
- 3 臨時の拠出金が必要な場合は評議員会で議決することができる。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 雑則

(細則)

第23条 本会運営のため必要な事項は、本会則の範囲で細則を定めることができる。

第24条 前条に規定するもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が理事会にはかって定め、評議員会で承認を得る。

附則

- 1 この会則は、令和2年4月1日から施行する。

表彰・慶弔規定(概要)

【表彰規定の対象者等】

- 1 会長の任にあった者
- 2 副会長，理事，監事，書記，会計で3年以上在籍した者
- 3 会員で特に本会活動に貢献し，その実績が顕著な者
- 4 本会に特に顕著な貢献をした団体
- 5 本会に永年にわたって貢献し，原則として定年退職を迎える会員

【慶弔規定の対象者等】

- 1 会員の死去に際しては，香典，弔電をし花輪を供する。
- 2 会長，副会長，理事，監事，顧問，事務局員の配偶者及び子供の死去に際しては，香典，弔電をし花輪を供する。
- 3 会長，副会長，理事，監事，顧問，事務局員の親（配偶者の親を含む）及び同居者の死去に際しては，弔電をし花輪を供する。
- 4 会長，副会長，理事，監事，顧問，事務局員の3ヶ月以上の入院治療に際しては，お見舞いをする。
- 5 上記の他，会長が特に必要と認める会員には，理事会で協議して上記規定を準用できる。